

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

広島県安芸郡熊野町長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 号	第 号
送付 令和 年 月 日	長印
第 号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
------	------	------	-----	----	-----	----

届出する年月日を記入してください。

届出日現在、住民登録をしているところをそれぞれ記入してください。

別居がなかった場合は記入不要です。

通知	年月日
使	者
通	知
確	認
通	知

(よみかた)	夫 じゅうみん たろう	妻 じゅうみん はなこ		
(1) 氏名	氏 住 民 太 郎	氏 住 民 花 子		
生年月日	平成△年△月△△日	平成□年□月□日		
(2) 住所	広島県安芸郡熊野町	左に同じ		
	中溝一丁目1番1号			
世帯主の氏名	住 民 太 郎	左に同じ		
本籍	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目3815	番地 番 1		
	筆頭者の氏名	住 民 太 郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 住 民 良 人	続柄 長 男	妻の父 田 中 次 郎	続柄 二 女
	母 亀 子		母 役 場 良 子	
父母との続柄	養父	続柄 養 子	養父 役 場 宏	続柄 養 女
	養母		養母	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日 成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
	もどる者の本籍	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1	番地 筆頭者の氏名	役 場 花 子
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子	住 民 奈 々 美	
	同居の期間	年 月 から 年 月 まで	(同居を始めたとき)	(別居したとき)
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	婚姻中の氏を継続して名乗る(旧姓にもどらない)場合は記入しないでください。別紙『離婚の際に称していた氏を称する届』を同時に提出してください。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業・漁業・林業・水産物の生産者 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>			
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業		
	その他			
届出人署名	夫 住 民 太 郎 印	妻 住 民 花 子 印		
事件簿番号	住 定 年 月 日	夫 年 月 日	妻 年 月 日	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でしつかえありません。
 この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	協議離婚の場合は必ず18歳以上の方(離婚する当事者以外)2名の署名が必要です。
生 年 月 日	
住 所	
本 籍	番 番



□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。
 まだ決めていない。
取決め方法：☑公正証書 □それ以外
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。

法務省 離婚  法務省作成のパンフレット 

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎ 署名は必ず本人が自署して下さい

連絡先	夫
電話(082)820-5604	番
自宅勤務先・呼出	方